



令和4年度 就学援助についてのお知らせ

令和4年2月 横手市教育委員会

横手市では、経済的にお困りのご家庭に小・中学校でかかった費用を、後で一部援助する”就学援助”の制度を設けています。(※免除ではありません)
就学援助を希望される方はこのお知らせをよくお読みいただき、申請してください。

1. 対象となる方

- (1) 生活保護を受けている方。(援助項目：修学旅行費、医療費のみ)
- (2) 世帯(分離含む)員の収入が少なく、経済的に困っている方。

2. 援助する項目

[援助額は文部科学省で定めた額を基本としています。]

学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、体育実技用具費、児童生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代、学校給食費、医療費。(生活保護世帯や横手市立学校以外に在籍する場合は、援助項目が異なります。)

※ 医療費は、学校保健安全法で定める疾病のみ対象となります。申請にはマイナカードの提出が必要です。

※ 新入学児童生徒学用品費を入学前に受給した場合は、支給対象外です。

3. 提出期限と提出先

- ① 令和4年4月に小2～中3となる児童生徒がいる家庭 ……**令和4年3月15日(火)まで**
- ② 令和4年4月に小学校へ入学する児童(新小1のみ)の家庭 ……**令和4年4月15日(金)まで**

※ 申請は、上記の期限を過ぎても随時受け付けていますが、認定となっても一部対象外となる支給項目があります。

※ 現在就学援助を受けている方で、令和4年度も就学援助を希望する場合は、この申請が必要です。

【提出先】下記へ直接持参または郵送(郵送は期限必着。日中 連絡可能な”携帯”電話番号などを記入ください。)

横手市教育委員会 学校教育課

〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号 電話 0182-32-2414

4. 申請に必要な書類

- (1) 申請書(兄弟姉妹が小・中学校へ、複数在学の場合でも1枚に記入)
 - ★ 世帯構成員の欄に、同居者(世帯分離を含む)全員をご記載ください。
- (2) 令和3年(2021/1/1～12/31)の世帯の収入状況が確認できる書類
 - ★ 申告した方は、「令和3年分所得税確定申告書」もしくは「令和4年度市県民税申告書」の写し
 - ★ 申告不要の方は、令和3年分源泉徴収票(年末調整済のもの)・年金の振込通知等の写し
 - ★ 収入0円の方は、市役所にて収入が無かった旨の市・県民税の申告をし、その申告書の写し
 - ★ 令和4年6月中旬以降に申請する方は、上記の書類以外に課税証明書(所得証明書)でも可能
 - ★ 世帯分離者も同様の書類を添付

収入・所得状況の書類が全員(学生・乳幼児を除く)分、揃わないと審査ができません。書類不備の場合、申請等書類を返却させていただきます。上記★印をご確認の上、必要書類を揃えてご提出ください。

5. 認定の可否通知について

- (1) 提出期限までに申請書を受理した分については、5月下旬に結果を通知します。
学校給食費は、5月初旬に納付書がご家庭へ送付されます。就学援助の申請をした場合は、認定結果通知が届くまで納付を保留してください(認定の方は、納付不要)。口座引落しで引き落としになった方は認定の場合、認定期間の支払分を後日返納いたします。